

企画競争実施の公示

令和8年6月9日

国土交通省関東運輸局 観光部長 貴田 晋

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

空港利用前後1泊の宿泊地選択行動に関する実証事業

(2) 業務内容

成田国際空港及び茨城空港を利用する訪日外国人旅行者の旅行行動に着目し、空港利用前後における宿泊を含めた旅行動線の実態及び地方部への移動可能性について把握することを目的とする（空港利用前後泊を絡めた地方誘客モデル実証事業）。

本業務では、特に、近年利用が増加している国際線LCCの運航特性（夕方から深夜にかけての到着及び早朝出発）を踏まえ、当該時間帯における旅行行動を前提とした場合に、外国人旅行者がどのような宿泊及び移動の選択を行うのかを整理する。また、外国人旅行者が個人旅行者として行動する際に直面する言語、交通、情報取得等の制約の下において、関東地方の地方部（千葉県北東部及び南部、茨城県北部、栃木県等）へどの程度まで到達できるかを検証し、その過程で顕在化する課題を抽出する。

さらに、本業務においては、「夜間到着→空港周辺宿泊（前泊）→地方部周遊→空港周辺宿泊（後泊）→早朝出発」という一連の旅行構造を想定し、その成立可能性及び課題を明らかにするとともに、本業務により得られた知見をもとに、今後の本格的な実証事業の実施や地方誘客・宿泊促進施策の検討に資する基礎的な情報を整理する。

(3) 履行期限

令和9年3月17日（水）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東運輸局における役務の提供等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、3. (3) の期限までに資格審査決定通知書（写）の提出ができること。なお、応募資格を有する者の代理人が提案書を提出する場合は、委任状を添えて提出すること。
- (3) 国土交通省関東運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又は、これらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (7) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

3. 手続等

(1) 担当部課

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎18階

国土交通省関東運輸局 観光部国際観光課

電話：045-211-7273

E-mail：ktt-kokusai@ki.mlit.go.jp

- (2) 説明書、仕様書、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（以下、「WLB 適合状況」という。）等の交付期間、場所及び方法
- 交付期間：令和8年6月9日（火）から令和8年6月29日（月）まで
 - 交付場所：(1) に同じ
 - 交付方法：交付を希望する場合は、(1) の担当部課に事前連絡を行うこと。
電子メール等にて交付する。
- (3) 企画提案書、WLB 適合状況等の提出期限、場所及び方法
- 提出期限：令和8年6月29日（月）17時00分
 - 提出場所：(1) に同じ
 - 提出方法：原則、下記メールアドレスへの送信による。
E-mail：ktt-kokusai@ki.mlit.go.jp
- (4) 説明会の有無、日時及び場所等
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
無

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口
3.(1) に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするるとともに、記載を行った提案者に対し指名停止を行うことがある。
- (3) その他の詳細は説明書による。